

自動車による食品営業の取扱要綱

第1 目的

この要綱は、自動車に施設を設けて、食品の調理、加工又は販売を業とする営業の許可、届出、監視及び指導について細部の運用を定め、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の円滑な運営を図り、もって食品の危害発生の防止を目的とする。

第2 定義

1 自動車

この要綱において「自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車（ただし、二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び軽自動車（ただし、二輪自動車を除く。）をいう。

2 営業車

この要綱において「営業車」とは、出店予定地を移動して食品を調理し、加工し、又は販売するための自動車であって、次に掲げるものをいう。

(1) 自動車に直接施設を設けたもの

(2) 施設をけん引する自動車であって、当該施設を接続した状態で営業しているもの（当該施設を含む。）

第3 営業の種類及び取扱い食品

給水及び廃水タンクの容量により実施可能な営業の内容の目安は次のとおりとする。保健所は、営業者の衛生管理計画をよく聴取し、提供可能な食品であること及び業務実態に沿った容量のタンクが整備されているか確認するものとする。

なお、給水又は廃水タンクは、複数のタンクで規定の容量を満たすことを妨げない。

1 飲食店営業

タンクの容量と取り扱うことができる食品の目安は次のとおりとする。なお、食材の仕込みは、営業許可施設で行うものとする（200Lのタンクを積載している場合は、営業車内での仕込みを認める。）。

タンク容量	食 品
40L	・水を使用しない又は少量の水を使用する簡易な調理のみ（温める、揚げる、炒める、焼く、盛り付ける等） ・食器は使い捨て容器を使用
80L	・大量の水を使用しない簡易な調理 ・食器は使い捨て容器を使用
200L	・大量の水を要する調理又は複数の工程からなる調理 ・通常の食器を使用することも可能

2 魚介類販売業

タンクの容量と取り扱うことができる食品の目安は次のとおりとする。

タンク容量	食 品
40L	包装していない丸魚の販売等手指の洗浄及び少量の器具の洗浄以外に水を使用しない営業とする。
80L	大量の水を使用しない魚介類の加工（丸魚のあら切り、三枚おろし等）又は販売とする。
200L	大量の水を要する加工又は販売とする。

3 食肉処理業

鳥獣のとさつ又は解体（生体又はとたいの処理）のみの適用とし、車内は汚染区域として扱う。清潔区域で行う肉の細切り等は適用しない。

第4 営業許可及び許可条件

1 申請受理及び営業許可

申請受理及び営業許可は、営業車保管場所を所轄する保健所長が行うものとする。ただし、営業車保管場所が他の都道府県にある場合は、主たる営業地を所轄する保健所長が行うものとする。

2 申請書類等

(1) 営業許可申請書の営業施設情報欄には次の事項を記載すること。

ア 「郵便番号」には、営業車保管場所（県外の場合は主たる営業地）の郵便番号を記載する。

イ 「施設の所在地」には、営業場所（山形県一円、主な営業場所等）を記載する。

例：山形県〇〇市（自動車保管場所）ほか山形県一円

山形県△△市（主な営業場所）ほか〇〇地域一円

(2) 営業許可申請書の備考欄には、次の事項を記載すること。

ア 仕込み場所

イ 営業車保管場所

ウ 給水タンク及び廃水タンクの容量

(3) 営業許可申請書には次の書類を添えるものとする。なお、イ～エは、保健所担当者が確認した後返却する。

ア 施設の構造及び設備を示す図面（機械器具等の配置が記載されているもの）

イ 食品衛生責任者の資格を証する書類

ウ 自動車検査証

エ 申請者が法人の場合は、登記事項証明書の写し（申請書に「法人番号」が記載されている場合を除く。）

3 営業許可証

保健所長は、営業許可証に、車両登録番号及び積載した給水及び廃水タンクの容量に応じた許可条件を記載し交付する。また、審査した状況に応じ必要な条件を付して許可証を交付することができる。

(1) 飲食店営業の場合の記載例

40L：「簡易な調理に限る（40L程度の水を積載する。）。」

80L：「簡易な調理に限る（80L程度の水を積載する。）。」

200L：「200L程度の水を積載する。」

(2) 魚介類販売業の場合の記載例

40L：「調理行為を行わないこと。」

80L：「大量の水を要しない営業に限る（80L程度の水を積載する。）。」

200L：「200L程度の水を積載する。」

第5 監視業務

- 1 保健所間の連絡を密にし、現に営業している地域を所轄する保健所の食品衛生監視員が適宜監視するものとする。
- 2 食品衛生監視員は、営業車の営業について違反を発見した場合は、営業許可又は届出をした保健所長に通報するものとする。
- 3 「山形市自動車による食品営業の取扱要綱」により許可を受けた者が、本県内で自動車による営業を行う場合については、この要綱により許可を受けた者とみなす。
- 4 山形市に営業届出を行った者が、本県内で自動車による営業を行う場合については、本県内で届出を行った者とみなす。

第6 その他

- 1 包装された食肉及び魚介類を販売する場合は、営業届の対象となる。
- 2 菓子の調理・提供行為は飲食店営業の範疇とする。

附則

この要綱は、平成28年9月6日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。